


所管部課		総務部 文書課	部長	矢吹 勇一		
件名		令和4年第2回東大和市議会定例会の招集日について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条 例 規 則	地方自治法第101条第1項及び第7項、第102条第2項 東大和市議会定例会の回数に関する条例 東大和市議会定例会の招集時期に関する規則				
	部 課 機 関	議会事務局				
1 要 旨						
(1) 招集日について 令和4年6月1日(水)としたい。 (2) 告示予定日 令和4年5月25日(水)としたい。 (3) 議案送付予定日 令和4年5月25日(水)としたい。 (4) 影響及び効果 招集日が確定することで、令和4年第2回東大和市議会定例会に向けて、議案送付や議案審議に対する準備等を適切に行うことができる。						
2 経 過 (現時点に至るまでの経過)						
3 留意事項 (問題点等)						
(1) 提出予定案件名の報告は、4月13日(水)の庁議で行う。 (2) 提出予定案件の審議は、4月20日(水)の庁議で行う。						
4 主管部処理案 (検討結果等)						
上記日程のとおり事務を進めたい。						
5 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。